

# 福島大学業務継続計画 (BCP)

第 1 版



令和 4 年 7 月  
国立大学法人 福島大学

## 目次

1. 基本方針等.....	2
(1) 業務継続計画 (BCP)	
(2) 基本方針	
(3) 計画・文書の位置づけ、適用範囲	
(4) 文書管理と開示範囲	
2. 被害想定.....	3
3. 災害発生時の対応体制.....	4
(1) 災害発生時における初動及び非常時優先業務・役割分担	
(2) 非常災害対策本部	
(3) 非常災害対策本部の構成	
(4) 負傷者の救出・救護、火災の消火等	
(5) 就業時間外の教職員参集体制	
(6) 危機対策本部	
4. 事前対策等.....	8
(1) ソフト面に関する対策	
(2) ハード面・ライフラインに関する対策	
(3) 教育・研究に関する対策	

別添資料1 「災害時応急・復旧業務一覧表」

別添資料2 「非常時優先通常業務一覧表」

参考資料1 「緊急時連絡先一覧 (学外機関)」

参考資料2 「災害用備蓄品在庫一覧」

参考資料3 「一次避難、最終避難場所マップ」

## 1. 基本方針等

### (1) 業務継続計画 (BCP)

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画(BCP :Business Continuity Plan) という。

不測の事態発生時には、その対応等で業務量が急激に増加するとともに、極めて膨大なものとなる。そこで、業務継続計画（以下、「BCP」という。）を策定しておくことにより、非常時において優先すべき業務を適切かつ迅速に実施し、損害を最小限に抑え、重要な業務を継続もしくは早期に復旧することが期待される。

### (2) 基本方針

災害等が発生した際、学生や教職員をはじめとした本学の構成員及び来訪者等の身体・生命の安全を確保するとともに、教育・研究等の大学機能の継続もしくは早期復旧、学内資産の保全のため、以下の基本方針に基づいて BCP を策定する。

- ① 学生・教職員等の安全確保に努める
  - ・ 安否確認
  - ・ 被害状況の確認と把握 など
- ② 学生の教育環境を確保、継続する
  - ・ 授業の実施
  - ・ 単位及び学位等の認定
  - ・ 大学生活等への諸支援
  - ・ 各種証明書等の発行 など
- ③ 入学・卒業等にかかる機能を維持する
  - ・ 入学試験の準備、実施、合格者発表
  - ・ 入学式及び学位記授与式の実施
- ④ 研究環境を維持、早期復旧する
  - ・ 研究施設の機能継続及び復旧 など
- ⑤ 地域社会と連携し、救援・復旧活動に協力する

- ・ 県や市など自治体との連携体制の構築
- ・ 地域での救援・復旧活動への支援 など

### (3) 計画・文書の位置づけ、適用範囲

本 BCP は、本学が重大な被害を受けて、その対応を緊急に実施しなければならない場合を想定して策定されたものであり、大学全体に適用する。

また、従来の「危機管理基本マニュアル」や「危機対応マニュアル」等を包含して策定されたものであり、これらも踏まえて危機への対応を行うこととなる。

### (4) 文書管理と開示範囲

本 BCP は、総務課が文書管理を行い、策定後は総合防災訓練の実施等を通して課題を抽出し、検証・改善を行うこととする。

また、本 BCP は、本学の全構成員に開示し、周知する。ただし、個人情報の保護、戦略的対応の秘匿等の観点から全構成員への開示が適当でない部分は、必要な構成員の範囲での開示とする。

## 2. 被害想定

本 BCP については、本学が甚大な被害を受ける可能性の高い危機事象全体を対象とする。ただし、第 1 版の作成に当たっては、福島市で【震度 6 弱】の地震が発生した状況を想定する。そのため、地震以外の危機事象に本 BCP を適用する場合には、各事象の種類や特性に応じて柔軟に対応するものとする。

- ① 1 月の平日昼間（授業開講期間中）に、震度 6 弱の地震が発生し余震が継続。
- ② 金谷川キャンパス建物の倒壊及び出火はなし。建物は使用可能（エレベーターは使用不可）。
- ③ 原子力災害は発生せず、研究室の危険物質・ガスの流出、漏えい及び放射性物質の漏えいはなし。
- ④ 電気は数時間の停電が発生するが、その後復旧し使用可能。上下水道、ガスは、発災から 1 週間程度停止。通信は、一時的に通信障害になるが早期に復旧。
- ⑤ 公共交通機関（電車・バス）は、機能停止（1 週間程度）している。
- ⑥ 固定電話、携帯電話は、回線混雑により非常にかかりにくい（1 週間程度）。
- ⑦ 自宅の被災等により、出勤可能な教職員は発災から 2 日後は教職員数全体の 5 割、発災 1 週間後は 9 割。

### 3. 災害発生時の対応体制

#### (1) 災害発生時における初動及び非常時優先業務・役割分担

災害発生時における初動としては、非常災害対策本部を設置し、応急業務にあたる。その後、危機対策本部を設置し、引き続き災害応急対策業務や災害復旧・復興業務にあたる。

非常時優先業務とは、災害等の緊急事態の際に優先して実施すべき業務のことであり、発災直後から対応が必要となる「災害応急対策業務」や「早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務」のほか、「非常時においても業務継続の優先度が高い通常業務」が対象となる（別添資料 1 「災害時応急・復旧業務一覧表」）。

また、災害時においても優先して継続すべき業務を部署毎に抽出し、別添資料 2 「非常時優先通常業務一覧表」として整理した。

ただし、詳細な業務内容やその優先度については、それぞれの現場の状況に応じて判断する必要がある。

#### (2) 非常災害対策本部

- ・地震発生の場合：福島市で震度 5 強以上の地震が発生した場合で、学長が必要と判断した場合には、非常災害対策本部を設置するものとする。なお、震度 5 弱以下の地震であっても、学長が必要と判断した場合には、非常災害対策本部を設置できるものとする。
- ・他の危機事象が発生した場合：学長が判断した場合には、非常災害対策本部を設置する。

#### (3) 非常災害対策本部の構成

学長は、国立大学法人福島大学防災規程第 10 条第 1 項に基づき、非常災害対策本部を設置する。その組織の構成等は次のとおりである。

#### ◆非常災害対策本部の構成

本部	班名	班長	班員	任務概要
【本部長】 学 長	通報連絡班	総務課副課長	総務課、学長室	役員及び副学長の安否確認。関係官公署等との連絡・折衝。本部長指示の伝達。各班長からの報告受理・本部長への伝達、被害状況調査、交通・気象情報等各種情報の収集記録。教職員の安否確認、連絡。各事業場との連絡。避難者の受入。報道機関対応。
【副本部長】 理事・副学長（総務担当） 理事・事務局長				
	消火班	財務課長	財務課、監査室、人事課	初期消火（消火器、屋内消火栓により初期消火）。 消火確認後、設営給食班の業務へ。

【自衛消防 隊隊長】 施設課長	避難誘導班 ①	教務課長	教務課、研究・地域連携課（研究・産学連携担当）、学術情報課（附属図書館、情報基盤センター）、I E R 事務室、各学類支援室	避難誘導、被災者の救出。 避難完了後、学生の安否確認。 避難状況の確認及び本部への報告。
	避難誘導班 ②	学生・留学生課長	学生・留学生課（国際交流センター含む）	学生寮・国際交流会館居住者及び体育館等課外活動施設等における活動者の避難誘導、被災者の救出。 避難完了後、学生の安否確認。 避難状況の確認及び本部への報告。
【自衛消防 隊副隊長】 総務課長	施設対策班	施設課副課長	施設課	施設設備の被災状況確認、被害拡大防止。 危険物の安全措置。消火班の活動を容易にするための各種工作。水道等のライフライン確保。
	情報基盤班	学術情報課長	学術情報課（情報基盤センター）	情報システム・ネットワークの被災状況把握、復旧。情報発信、情報インフラ使用時の協力。
	警備班	入試課長	入試課	警備その他必要に応じ公設消防隊等の誘導及び交通整理。
	救急衛生対策班	保健管理センター所長	保健管理センター、キャリア支援課	傷病者の救急・救護措置。各医療機関等との連絡。衛生に関する実施・指導。
	設営給食班	研究・地域連携課長	研究・地域連携課（地域連携担当） ※必要に応じて、研究・地域連携課全体で対応する。	災害避難時の避難場所設営・管理。 給水・給食活動及び防寒具等救援物資の配布。

#### （４）負傷者の救出・救護、火災の消火等

地震の揺れが収まった後に、火気使用器具や電気使用器具のスイッチを切り、ガス栓を止め、出火防止措置を行う。また、危険薬品は安全なケース、棚等へ収納する。

自衛消防隊は、日頃の訓練を活かし消火や負傷者の救出・救護にあたる。地震による発災時は、公設の消防隊等が到着しない、あるいは相当に遅れて到着することが予想されるため、そのことを念頭に初期消火、初期対応にあたる。

負傷者の救出・救護は発生した場所付近にいる教職員等も協力して行う。負傷者に対しては、保健管理センターと連携し、病院等への搬送手段の確保も行う。

#### （５）就業時間外の教職員参集体制

##### ●福島市で震度 5 強以上の地震が発生した場合

- ① 福島市で震度 5 強以上の地震が発生した場合においては、総務課長（総務課副課長）が警務員室に電話し、大学の被害状況を確認する。その後、学

長（連絡がつかない場合は、Ⅰ理事・副学長（総務担当）、Ⅱ理事（財務・財務戦略・施設・基金担当）・事務局長）に電話で相談し、非常災害対策本部の設置について決定する。設置の判断をした場合、以下に掲げる者を招集する。招集の連絡があった場合、家族、家屋安全（又は避難所等の家族の居所）を確保した上で、交通の危険箇所を避け、速やかに参集し、本学事務局棟の安全を確認した上で、3階学長室（執務室）に移動する。

- ・学長
- ・副学長
- ・事務局長
- ・学類長
- ・学長室長
- ・総務課長（総務課副課長）
- ・施設課長
- ・教務課長
- ・学生・留学生課長
- ・学術情報課長

- ② 非常災害対策本部が設置された場合、学長室・総務課・施設課・教務課（学務情報統合システム管理者）・学術情報課（情報システム管理運営担当者）の職員は、担当業務上、事情の許す限り速やかに本学に参集する。
- ③ 部局長（所属長）【事務局、各学類、各センター、研究所】の判断で、必要に応じて担当部局の教職員を緊急招集する。
- ④ 附属学校園は校園長の判断、もしくは福島市公立学校園の基準に準じて教職員を緊急招集する。
- ⑤ 部局（所属）の緊急連絡網で連絡を受けた場合、教職員は事情の許す限り速やかに本学に参集する。

※ ただし、夜間、悪天候、遠距離（福島市・二本松市・伊達市・川俣町以外）等で本学への参集が困難な場合は、無理な行動を控え自宅等連絡の取れる場所で待機するとともに、可能な限りその旨を所属部署（上司等）と連絡をとり、自身の安否、被害状況を報告する。

(6) 危機対策本部

非常災害対策本部の任務が完了次第、または別に必要と判断される場合において、学長は国立大学法人福島大学危機管理規則第 8 条第 1 項に基づき、危機対策本部を設置する。その組織の構成等は次のとおりである。

◆危機対策本部の構成

本部	班名	班長	班員	任務概要
【本部長】 学長	本部・渉外対応班	総務課長 ※自然災害・火災及び爆発等の場合は施設課長	総務課、学長室 ※自然災害・火災及び爆発等の場合は施設課・学長室	危機対策本部の業務全体を把握。要員の確保。学外への施設等の提供。関係機関との連絡調整。
【本部員】 副学長 事務局長 (関係する部局長)	メディア対応班	総務課副課長	総務課(広報係)	情報収集。報道機関及び訪問者の対応。ホームページ等で学外に情報発信。
	記録班	学長室副室長	学長室(評価係)	記録用フォルダの立上げ。フォルダ内データの整理・取りまとめ。新聞等関連記事の収集。
	職員安否確認班	人事課長	人事課	教職員の安否を確認。教職員、その家族及び家屋等の被災状況を調査。学生安否確認・学類対応班から教職員の安否確認状況を集約。
	医療班	保健管理センター所長	保健管理センター ※必要に応じて、学生対応班	負傷した学生・教職員の応急手当。診療が可能な病院の調査・把握と学生・教職員への情報提供。急性ストレス障害や外傷後ストレス障害の予防・治療に関する措置。
	学生対応班 (留学生対応を含む)	学生・留学生課長	学生・留学生課、入試課、キャリア支援課	寮生・留学生の安否確認、寮・国際交流会館等の安全確認と被災状況調査。課外活動等の状況把握。入学試験会場・実施日時等に関する連絡調整。就職に関する状況把握と必要対応。
	学生伝達対応班	教務課長	教務課	学生の安否確認(初動調査:教務システムから一斉送信)及び安否確認状況の集約・学類への情報提供。非常勤講師の安否確認。共通講義棟内の安全確認と被災状況調査。学生周知事項の実施に関する連絡調整。適正な広報手段による学生への情報提供。
	研究被害調査班 (研究室被害調査を含む)	研究・地域連携課副課長	研究・地域連携課(研究・産学連携担当)、学術情報課(附属図書館)、IER事務室	研究上の被害状況の調査・把握と物品被害・物資対策班への報告。
	情報基盤班	学術情報課長	学術情報課(情報基盤センター)	情報システム・ネットワークの被災状況把握、復旧。情報発信、情報インフラ使用時の協力。



避難住民対応班	研究・地域連携課長	研究・地域連携課 (地域連携担当) ※避難所設置の場合は、研究・地域連携課(研究・産学連携担当)、学術情報課(附属図書館)、IER事務室を含む	避難場所・避難住民に関する一切の連絡調整、適切な対応。避難所に必要な設備の設置、物品調達について担当班へ要請。
物品被害・物資対策対応班	財務課長	財務課、監査室	救援物資等のための場所の確保。救援物資等の受入れに関する自治体との連絡調整等。避難住民・学生・教職員等への配給。研究被害調査班と連携して物品の被害状況の把握。
施設・設備被害調査復旧班	施設課長	施設課	施設・設備・土地の被害状況の調査・把握。 ライフラインの確保。職員宿舎の建物の安全確認と被害状況調査。職員宿舎の確保。
学生安否確認・学類対応班  ※センター・研究所対応班	学類支援室長  ※センター長 研究所所長	学類支援室、学類教員 (学類対策本部)  ※センター・研究所事務室、センター・研究所教員 (センター・研究所対策本部)	学類(センター・研究所)対策本部の設置。 学生伝達対応班からの情報提供に基づく学生の安否確認。学生、その家族及び家屋等の被災状況調査。学生の安否確認状況を学生伝達対応班へ報告。所属教職員の安否確認。教職員の安否確認状況を職員安否確認班へ報告。管理建物内の安全確認と被災状況調査。研究用機器等物品の被害状況調査。
附属学校園対応班	附属学校園支援室長	附属学校園支援室 (附属学校園対策本部)	児童・生徒の安否確認。児童・生徒、その家族及び家屋等の被災状況を調査。附属学校園管理建物内の安全確認と被災状況調査。附属学校園の物品の被害状況調査。

#### 4. 事前対策等

大地震等の自然災害発生時においては、前述の被害想定のとおり、上下水道、電力、通信及びガス等のインフラ面でも大きな被害が発生するものと考えられる。加えて、公共交通機関の機能停止や路面の亀裂・陥没、沿道建築物の倒壊による道路の封鎖等によって、キャンパスが学生・教職員及び近隣住民の避難場所として孤立する可能性が考えられることから、大学として業務継続・復旧において、初期段階での自前による資源確保が非常に重要である。

##### (1) ソフト面に関する対策

###### ① 学長が不在の場合の措置

国立大学法人福島大学防災規程第 10 条及び国立大学法人福島大学危機管理規則第 10 条に基づき、「理事・副学長（総務担当）」が危機管理にあたる。

理事・副学長（総務担当）も不在の場合は、理事（財務・財務戦略・施設・基金担当）・事務局長が危機管理にあたる。

② 危機対策本部の設置予定場所（事務局棟 3 階・学長室（執務室））の非常用電源、通信設備

○非常用電源

電力供給箇所：事務局棟電気室（危機対策本部設置用電源）

ポンプ室（上水給水ポンプ用電源）及び

中央機械室（機器制御用電源）

危機対策本部の設置場所となる事務局棟 3 階（学長室（執務室））への非常用電源を令和元年度に整備済。 ※停電時手動切替操作により電力供給なお、電力使用を最小限（事務局棟（危機対策本部電灯設備（※1））、ポンプ室のみ）に限定した場合の連続運転可能時間は 72 時間以上となる。

※1 電灯設備とは照明設備や 100V 用コンセント等電灯分電盤から給電される設備

○通信設備

防災無線等の設備はないが、構内電話交換機停電停止時、総務課長席、学生・留学生課長席、教務課副課長席を電話会社直通回線へ切り替える機能あり。

③ 危機対策本部の設置予定場所のバックアップ

事務局棟が使用不可の場合、S 棟 2 階教務課に危機対策本部を設置する。

建物が倒壊等で危険な場合は、陸上競技場に設置する。

④ 危機対策本部設置に必要な物品等

総務課及び中央機械室（1・2 階）内の 2 箇所において以下の物品を確保済。

パソコン、ラジオ、文房具、メモ用紙、スマートフォン（デジタルカメラ）、ホワイトボード、救急セット、毛布・非常食 等

⑤ 帰宅困難者（学生・教職員）及び避難者の収容スペース及び食料・飲料水等

○帰宅困難者

JR 等が運休の場合は、公用車、教職員の自家用車等を手配して、可能な範囲で帰宅させる。倒壊等によりアパート等に住むことができなくなった場合は収容スペースを開放する。

○収容スペース

帰宅困難者・避難者の人数と建物の損壊状況に応じて、利用可能と判断した施設を使用する。想定される場所として、第 1 体育館、第 2 体育館、合宿研修施設等。

○帰宅困難者及び避難者用物資（食料・飲料水を含む）

備蓄場所・数量等については、「参考資料 2 災害用備蓄品在庫一覧」を参照。

○帰宅困難者及び避難者対策

帰宅困難者・避難者に対し、「参考資料 2 災害用備蓄品在庫一覧」において確保している 1 人 3 食分程度の備蓄食料（非常用食品）・飲料を配給する。また、寒さ等対策として、毛布やアルミブランケットを配布する。

○配慮が必要な場合の措置

トイレの使用・授乳時等、配慮が必要な場合は状況に応じて、プライバシーの確保、防犯対策を行う。

- ⑥ 災害発生時に、本学 Web サイトのトップページで発信する項目・内容等メディア対応班（総務課広報係）において、以下の情報を発信する。  
なお、多くの利用者が情報にアクセスしやすいように、災害時の専用ページを作成する。

安否確認方法についての情報、授業休止・再開情報、避難所情報、危険区域情報、発災情報、交通情報、問い合わせ先 など。

- ⑦ キャンパス内への警報（指示）の伝達

危機対策本部からの指示は、電話、インターネットが復旧するまでは、総務課に配備している非常用放送設備又はマンパワー（伝令）による。

- ⑧ 一次避難場所

地震に伴い屋外に避難した際、一旦集合して点呼や必要な指示・連絡を行う。避難場所は、「参考資料 3 一次避難場所マップ」のとおり。

- ⑨ 安否の確認

○学生の安否確認

教育・学生担当副学長のもと、教務課長を班長とした学生伝達対応班（教

務課)は、全学生へ教務システムを通して安否確認を行う。学生伝達対応班は学生からの安否確認の報告を集約し、集約結果を各学類が担当する学生安否確認・学類対応班に伝える。

学生安否確認・学類対応班は、安否確認が取れない学生の安否を個別に確認する。学類毎に集約結果を取りまとめ、学生伝達対応班に情報を集約する。

#### ○教職員等の安否確認

福島市で震度5強以上の地震が観測された場合、全ての教職員は、自身及び家族並びに家屋等の被災状況を自発的に大学(所属課室、部局)に報告する。このため、課室または部局毎に予め連絡ルートを作成し共有しておく。

理事・副学長(総務担当)のもと、人事課長を班長とした職員安否確認班(人事課)と各課室、部局が協力し、教職員の安否を確認する。

調査・確認にあたっては、全学の状況を正確に把握するよう努めるとともに、電話、電子メール、SNS、FAX等あらゆる手段を活用する。

確認された情報は、職員安否確認班のもとで集約する。

#### ⑩ 災害対應用資材等

災害発生時に、各部局に保管してある必要となる資材等(工具、救急箱、メガホンなど)を活用する。

#### ⑪ 避難住民対策

福島市との相談により、金谷川キャンパスの第1体育館に避難所を開設する。大規模な災害の発生等、緊急やむを得ない事情により福島市と相談できない場合は、本学の判断で避難所を開設する。

#### ⑫ 重要書類・データ等の整理保存

各部局において、災害発生時に搬出すべき重要書類・データ等を整理し、優先順位をつけるとともに、配置場所を明確にする。

#### ⑬ 教育・訓練・啓発

災害発生時に速やかな対応がとれるよう総合防災訓練・教育を実施するとともに意識啓発を行う。

(2) ハード面・ライフラインに関する対策

① 建物の耐震化

- ・令和4年3月現在における耐震化率は100%である。
- ・災害発生直後に、建物の被災状況や火災の発生を確認し、建物管理責任者が建物に入ってよいかどうかを判断する。「建物退去」となった場合、構内放送等で教職員の退去を指示し、教職員及び入館者の全てが退去したことを確認後、建物を封鎖する。火災が発生している場合には消防機関へ通報すると共に、学内で設置されている自衛消防隊活動を要請する。

② 非構造部材の耐震化

屋内運動場等（※1）の大規模空間においては天井等落下防止対策を施す。

※1 屋内運動場等とは、第1・第2体育館、剣道場、柔道場、卓球場及び特定天井を有する室

③ 電力

下記以外の場所には非常用自家発電設備が無い場合、停電した場合は、復旧するまで電力は使用できない。設備機器類については必要により個別に停電対策を取る。

○金谷川キャンパス

- ・非常用自家発電設備（135kVA）による電力供給箇所は、事務局棟（危機対策本部設置用電源）、ポンプ室（上水給水ポンプ用電源）、中央機械室（機器制御用電源）で、約24時間程度継続使用可能である。

④ 水道を使用した飲料水、雑用水

給水設備においては、金谷川キャンパスの飲料用水槽には緊急遮断弁が設けられており、大規模災害時での一時的な水源は確保できる。

⑤ 排水

排水システムの耐震性能の確保に必要な措置を講じ、公共下水道が使用可能な限り、排水可能な設備とする。排水の使用を開始するには、下水道事業管理者（福島市下水道管理センター）から復旧の連絡を待つか、電話等の通信可能な手段により問合せ、情報収集を行い、排水を問題なく利用できるのかを確認した上で使用する。

⑥ 都市ガス

大規模災害時は都市ガスの供給途絶が想定されるので、ガス供給事業者によ

る点検で安全が確保されるまでは使用不可とする。復旧までに 1 ヶ月程度必要と想定している。

⑦ エレベーター

大規模災害時は地震管制運転により最寄階に降ろし停止する。その後メンテナンス会社の点検を受けて復旧するまでは使用不可とする。

エレベーター内に閉じ込めがある場合は、至急保守管理会社に連絡を取り、救出作業の依頼を行うとともに救援までの間、閉じ込められた人へ声かけなどの励ましを行う。

⑧ セキュリティ

停電により電気錠はパニックオープン機能により開錠されるが、故障等により動作しない場合は、シリンダーキーで対応する。

(3) 教育・研究に関する対策

① 授業休止・授業再開

授業休止は、「気象警報の発表」又は「公共交通機関停止の状況」に基づき、副学長（教育・学生担当）が判断することとしており、学生には教務システムで周知している。

また、学生には、入学時のオリエンテーションにおいて「学生便覧」の抜粋を配布し、災害発生時の対応等について事前に確認・準備するように周知している。

災害発生時にキャンパス内にいる学生は、安否確認、必要事項の指示、災害情報の連絡などを行い、帰宅経路の安全を確認したうえで帰宅させる。

授業再開は、原則として「公共交通機関の復旧状況」により判断するが、大学の被災状況により変更する場合もある。いずれにしても教務システムで周知する。

期末試験実施時期である場合は、レポートによる単位認定など柔軟な運用を速やかに検討し周知する。

② 入学・卒業対策

災害発生時における入学・卒業の措置について定めは設けていないが、入学試験については、必要に応じ試験場を変更する等の措置を講じて極力実施する。

また、卒業・修了期に発生した場合は、バックアップサーバ等により、卒業判定作業を速やかに行うとともに、学位記や諸証明書等の発行は後日郵送す

るなど柔軟な運用を行う。

③ 危険物（化学物質）の保管・取扱い

- ・危険物（化学物質）を保管する部局に化学物質統括管理者を、各研究室等に管理責任者及び取扱責任者を配置し、実験室等の安全を確保すること及び実験者等への安全教育を実施することにより、災害時を含めた事故の防止等に努めている。また、全学に安全衛生委員会を設置し、化学物質の安全な取扱いに必要な施策を講じている。
- ・災害時や事故に備えて、危険物（化学物質）の貯蔵・取扱いについては、危険薬品の転落防止、小出し使用等を指導している。
- ・本学で所有する危険物の品名、数量は化学物質の受払簿又は取扱作業状況調査票において把握しており、災害時には必要に応じて管理する各部局より危機対策本部へ情報提供する。

④ 高圧ガスの保管・取扱い

- ・高圧ガスについては、ポンベの固定措置（2箇所固定等）、小型ポンベの使用並びに毒性ガス、可燃性ガス、支燃性ガスなど危険性の高いものを保管・取扱う場合にはシリンダーキャビネットを設置するよう指導している。
- ・実験者等の人命救助が最優先であるため、各施設・実験室内に設置されている研究設備・ガスポンベの管理（固定・配置場所等の確認）を徹底し、避難時に妨げとならないようにする。

⑤ 核燃料物質の保管・取扱い

- ・本学の核燃料物質の保管・取扱施設は、保管・取扱施設ごとに定めた計量管理規定に基づき、核燃料物質の確実な安全管理を実施し、年2回の核燃料物質管理報告を行っている。
- ・核燃料物質を保管する施設に計量管理責任者を配置し、実験室等の安全確認と実験者等への指導・助言により、災害時を含めた事故の防止等に努めている。また、全学放射線安全委員会を設置し、各施設での安全な核燃料物質の保管と計量管理に係る施策を講じている。
- ・災害時は、必要に応じて放射線安全委員会から危機対策本部へ情報提供を行う。
- ・実験者等の人命救助が最優先であるため、各施設・実験室内に設置されている研究設備の管理（固定、配置場所等の確認）を徹底し、避難時に妨げとならないようにする。

⑥ 放射性同位元素の保管・取扱い

- ・放射線安全委員会を設置し、放射線管理者、放射線取扱主任者、安全管理責任者を配置し、法令遵守ならびに安全管理に努めている。
- ・災害時は、放射線管理者から学長へ情報提供を行う。
- ・実験者等の人命救助が最優先であるため、各施設・実験室内に設置されている研究設備の管理（固定、配置場所等の確認）を徹底し、避難時に妨げとならないようにする。

⑦ 遺伝子組換え生物等（動物実験室含む）の保管・取扱い

- ・遺伝子組換え生物等を保管し、実験等を行う部局に安全主任者を配置し、実験室等の安全確認と実験者等への指導・助言により、災害時を含めた事故の防止等に努めている。また、全学に遺伝子組換え実験安全委員会を設置し、実験計画及び実験室の法令等に対する適合性や、災害・事故発生時に必要な措置等について施策を講じている。
- ・組換え動物を保管し、実験等を行う部局の管理者（部局の長）及び動物実験等管理責任者（管理者を補佐する者）が、飼養保管に係る申し合わせ及び災害対策、復旧マニュアルを作成して実験者等へ周知し、実験計画及び実験室の法令等に対する適合性や、災害・事故発生時に必要な措置等について施策を講じている。
- ・災害時は、遺伝子組換え実験安全委員会及び動物実験委員会から危機対策本部会議へ情報提供を行う。
- ・実験者等の人命救助が最優先であるため、各施設・実験室内に設置されている研究設備の管理（固定、配置場所等の確認）を徹底し、避難時に妨げとならないようにする。



























































